

# 権力統制で農業会発足

## 第七編

\* \*

日華事変から決戦体制へ  
A B C Dラインの日本包囲  
山形県農業協力の結成  
日米交渉決裂、太平洋戦争に突入  
団体統合と県農業会の設立

県農業会の全容財産  
新団体の役員揃う  
余裕金は全部吸上げ  
戦争完遂のために終始  
歴史の一瞬・原爆投下  
いばらの道歩んだ吉松正彦会長

田植する沖田さんの嫁、恵さん

(読売新聞吉田利雄氏撮す)

# 日華事変いよいよ拡大

## ◇…………… 国家総動員法を発令

政党、軍部抗争の間に、軍部支持の林銑十郎内閣が政党の反撃で退陣すると、元老西園寺公望は両者協和の切り札として貴族院議長近衛文麿を後継首班に推薦し、昭和十二年（一九三七年）六月には才一次近衛内閣が成立した。近衛内閣は国際正義と社会正義とを提唱したが、同年七月七日、北京郊外の芦溝橋で日華両軍の衝突が起った。

近衛内閣は事変の不拡大方針を宣明したにもかかわらず、軍部は強硬に拡大方針を押し進め、八月、戦火は中支、上海に飛んで、上海の激戦が開始され、十二月には南京陥落となった。

中国の首都、南京陥落とともに近衛首相は対華最高方針を決定して、「国民政府相手とせず」との近衛声明を発表、中国々民の分裂を計り、事変の早期解決をねらったが、この声明は逆に中国の団結を固めさせる結果を招いたので、日本軍はさらに武昌、漢口、漢陽、広東まで攻略し戦場は北支、南支まで拡がり政府は興亜院を設けて、中国処理機関とした。

十三年十二月、国民政府の副総裁汪精衛（兆銘）が仏領インドに脱出したのを機に、日本から中国に対して和平を提案した

が、これまた中国側に拒否されてしまい、事変はいや応なしに拡大してしまった。

十四年に入って、二月、日本軍は海南島に上陸したが、五月から九月にかけて、日満軍は外蒙、ソ連軍と衝突、いわゆる「ノモンハン事件」がぼつ発した。わが政府には事変解決の手段もなく、長期戦となって来たので、解決策として、十五年三月、汪精衛を主席とする親日反共の南京政府を樹立し、首都南京を逃がれて重慶に首都を移した蒋介石政権とを対立させたのであった。

才一次近衛内閣は事変ぼつ発すると間もなく、昭和十二年九月、国民総動員運動を始め、十三年五月には国家総動員法を発令して経済上の統制を始めるとともに、言論、集会、結社の自由を次才に抑圧した。

中国は事変ぼつ発とともに国際連盟に日本の中国侵略を提訴したので、連盟は昭和十二年十一月、日中問題協議のために、九ヶ国条約会議をベルギーのブラッセルで開いたが、期待外れの会議に終ってしまった、この機に乗じた日本は、大東亜新秩

序々を唱え、欧、米の勢力を中国から駆逐する政策を採り出したため、十三年十月、アメリカは日華事変に対して公式の抗議ををはじめ、十四年七月には日本よう懲の手段として、日米通商航海条約の廃棄を通告して来た。それまでアメリカから日本向け輸出の七割は軍需物資であり、日本の飛行機や、ガソリン輸入の九割はアメリカからであったから、わが国の重要物資の輸入はひどく困難なものとなつてしまひ、日華事変処理に大きな障害となり、国民生活が漸く窮乏して来た。

### ドイツのヨーロッパ侵略開始

ヨーロッパでは才一次大戦以来、ドイツ、イタリアの兩國はヴェルサイユ体制の廃棄と、ヨーロッパ新移序の樹立を理由に、イタリアは昭和十年、エチオピアに侵略を開始した。一方ドイツはヒットラーが主権者となり、イタリアと提携して、十三年三月にはオーストリアを合併し、翌十四年三月にはさらにチェッコスロバキアを完全に占領し、イタリアと軍事同盟を、ソ連と不可侵条約をそれぞれ結んだ直後、九月にはポーランドに進撃した。

イギリス、フランスはポーランドとの条約に従つてドイツに宣戦を布告し、才二次世界大戦に突入して行つたが、ドイツ軍は半月でポーランドの半分を占領、ソ連もまたポーランドに出兵、残り半分を占領したのである。日本ではこの年、昭和十四年八月、阿部信行内閣が平沼騏一郎内閣に代り、翌十五年一月、米内光政内閣の成立となつたが、日華事変はほとんどこう

着して動かず、ヨーロッパでは十五年四月、ドイツ軍はデンマーク、ノールウェーに進入し、五月には一転してオランダ、ベルギーに進撃、イギリス、フランスの軍をフランドルで包囲した。イギリス軍はダンケルクで大敗し、イタリアはドイツと結んで、イギリス、フランスに宣戦し、六月にはフランスはドイツ軍に降伏してしまつた。勢いに乗つたドイツ軍はバルカン諸国に侵入し、十六年四月には西部ヨーロッパ大陸の征服を完成したのであつた。

### 連合国軍の事変干渉

#### ABCDラインの日本包囲

わが国は日華事変解決に手を焼き、十五年七月、米内内閣に代つて、十六年七月、才三次近衛内閣となつたが、ヨーロッパにおけるドイツ軍の進撃に刺激され、十五年八月、外務大臣松岡洋右は大東亜共栄圏の確立を声明し、インドシナ、インドネシアもこの共栄圏に包含することを宣言したので、東南アジアに利権を持つていたアメリカ、イギリス、フランス、オランダとわが国との反目はいよいよ激しくなつた。

九月には日本、ドイツ、イタリアの三国同盟が結ばれ、またフランス領インドシナとも軍事同盟を結び、日本軍は北部インドシナに進駐した。また重慶政府打倒のために、中国への物資輸送路を遮断する目的で十六年四月には日ソ中立条約を締結して、北方の憂いを除き、七月、南部インドシナにも進駐した。

これに対して、日本の国内消費の約八割の石油を供給していたアメリカは、直ちに石油の禁輸を断行するとともに、アメリカにある日本資産を凍結してしまふと、イギリス、中国、オランダもこれに同調し、日本包囲が形成された。これがいわゆるABC Dライン（アメリカA、イギリスB、中国C、オランダD）で、太平洋戦争不可避の運命を包蔵して来た。

ドイツ軍のポーランド侵入の十四年九月から日本では、興亜奉公日を設け、学校では全教科を改め、超国家主義、軍国主義を徹底させ、翌十五年相前後して政党を解散し、十月、ドイツのナチスにならって強力な新政治体制を確立し、国政の総合統一を図る目的とした大政翼賛会が組織され、上意下達の独裁的機構を強化し、十一月十日には「皇紀二千六百年の記念式典」を挙げた。

十六年六月、ドイツ、イタリアはソ連と開戦、その間、日本は近衛内閣の手で日米交渉を続けたが、次第に日米衝突の空気が濃くなり、十月、近衛内閣に代って、東条英機を首班とする内閣が生れた。

## の遂完争戦 の団製官

### 山形県農業協力会の結成

#### 三十六団体を統合して農業会設立

政府はあらゆる面で戦争協力のための新体制に切り換え、全国民挙げて高度国防国家建設に邁進した。農業団体の面では昭和十三年に農林省は臨時農村対策を設けて国民食糧、

軍需農産物および輸出農産物の増産確保を目標とした農牧林業に関する総合的生産計画樹立のため系統農会、産業組合の全面的協力を求め、昭和十五年九月、農林漁業二十九団体を網羅した中央農林協議会は「農林漁業団体統制要綱」を決定して団体統合を政府に要望したが、農林漁業団体の一元化という統制は実現すことが出来なかった。

農業部門だけは昭和十六年（一九四一年）一月、全国購買組合連合会、全国米穀販売購買組合連合会、大日本柑橘販売組合連合会の三団体は進んで合併して全国購買販売組合連合会となり、さらに同年五月には帝国農会、産業組合中央会、全国購買販売組合連合会、帝国畜産会、全国養蚕組合連合会、茶業中央会議所、産業組合中央金庫の中央七団体を会員とした「中央農業協力会」を結成した。

中央の新体制実現に呼応して、山形県も同年十二月には県農会、県信用並びに県販売購買組合連合会、県畜産組合連合会および県養蚕組合連合会で「山形県農業協力会」を結成し、県購買連会長高橋辰二氏が会長となった。

このようにして、昭和十六年十二月八日が到来した。この日未明、日本軍はハワイの真珠湾を奇襲するとともに米英に対して宣戦を布告した。世界はまづ二つに分れて米、英、仏、ソ、中国等の連合国と日、独、伊等の枢軸国群とで全人類が殺し合う才二次世界大戦に発展してしまい、わが国は国内食糧の増産と適正な配分方法は最も重要な問題となり、翌十七年一月から実施の農業生産統制令によって、農業の生産計画と営農技術

の指導団体である農会は法的に統制力を与えられ、これに照応して食糧管理法の発動にもとづいて食糧営団が発足し、戦時食糧政策は本格化し、農業諸団体は自主的に統合し、国策に協力しようとする、全国的一元化の準備が熟して来たとき、昭和十八年三月、農業団体法が公布となつたのであった。

この団体法によつて生れた中央団体は、産業組合、農会、畜産、養蚕、茶業の五全国団体が合併した中央農業会（指導統制機関）。全国購買販売組合連合会を改組した全国農業経済会（経済団体）。

産業組合中央金庫を改称した農林中央金庫（金融機関）の三者で、同年九月に中央三団体の成立が終了すると、これに続いて、その系統的下部機関である「都道府県農業会」、「市町村農業会」が十八年十二月から翌、十九年三月の間に設立を終つた。

山形県では県農会、同信用販賣購買利用組合連合会、同養蚕組合連合会、同畜産組合連合会の四系統、郡市三十六団体を統合して、昭和十八年十二月十八日に設立總會を開催して山形県農業会が設立された。その使命は系統組織を通じて会員である農民とともに食糧および軍需農産物の増産完遂と、健全な人的資源を涵養して、国防国家の建設を全うする国家の要請を実行することであつた。

県内の全農家は当然農業会員として義務づけられ、役員は總會で選任したものを、市町村農業会長は県知事が任命し、県農業会長は農商大臣によつて任命される等、文字通りの官製農業

団体で、大戦時とは云え、かつての、民主的運営を行つた農業諸団体とは打つて変り、ただ一途、戦争完遂に協力、猛進する行政機関の性格となつてしまつた。

## 日米交渉決裂・開戦

### 大東亜共同宣言で戦意昂揚

昭和十六年（一九四一年）十一月、アメリカはわが国に最後の平和解決案十ヶ条を手交したので、わが国は来栖三郎氏をアメリカに派遣し、駐米大使野村吉三郎氏とともに交渉させたが、アメリカは日本軍の中国、フランス領インドシナからの撤兵、日、独、伊三国同盟からの脱退、南京政府の否認等を主張し、遂に日米交渉は欠裂してしまい、わが国は同年十二月八日アメリカ、イギリスに対して宣戦を布告し、海軍航空部隊はハワイの真珠湾を奇襲攻撃し、太平洋戦争に突入したのである。

しかし日本軍緒戦の戦果もつかの間、十七年六月にはミッドウェー沖海戦で日本海軍の敗北から戦局は逆転し、八月、アメリカ軍のガダルカナル上陸で、日本軍は次々に後退する一方、昭和十二年以来、ぼう大な兵力を傾け、既に何十万からの国民の血を流した中国本土の作戦も一向に進まず、国民が直面した大戦争の前途は全く暗たんたる状態となつたにもかかわらず、政府は敗戦の事実を国民の前に、ひたかくしにかくし、ねつ造した戦果を発表しては国民の戦意をあふり続け、十八年十

一月には東京に占領地の代表者を招いて「大東亜會議」を開いて、東亜民族結集の大理想をかかげた「大東亜共同宣言」を発表して、最後の勝利が到来することを全世界に誇示した。

このような緊迫した戦局と、消耗しつづけて行く国力の打開の一つとして、東条内閣が強行したものが農業団体の公布であり、農業会の発足であった。

## 山形県農業会設立

山形県農業会の設立総会は昭和十八年（一九四三年）十二月十八日午後一時から県会議事堂に、設立委員長登坂又蔵氏をはじめ、鈴木県経済部長、統合諸団体主脳二十名の設立委員、官民代表が出席して開催された。



登坂又蔵氏（県会議長登坂又蔵氏が県農業会設立委員長となつて、見事産婆役を果したが、高橋辰二会長実現には大いに政治的手腕を発揮した）

十八年の農業団法公布とともに県は県内の農業団体代表と、統合準備に取りかかり、次のような統合準備の陣容をつつた。

### 。設立委員

（委員長）登坂又蔵（県会議長）

鈴木直己（県経済部長）、伊藤四郎右衛門、五十嵐源三郎、原田藤右衛門、芳賀与七、本間元也、小野寺楳三郎、吉松正彦、高橋辰二、高橋熊次郎、田中正助、梅津武雄、山本武夫、小林金吾、阿部一郎、佐藤直信、佐藤弥太右衛門、酒井忠孝、設案規矩三郎

### 。設立委員補助

小野梯（県農水産課長）、渡辺茂雄（県統制課長）、中楠彦兵（県蚕糸課長）、吉田常（地方事務官）、大久保豊太郎（県農会技師）、小林徳一（県信販購利連主事）、豊後銀治（県養蚕連技師）、藤垣管造（県畜産連技師）

の二十九氏と、草刈政藏、尾形清、伊藤式郎、大場栄一、原田孫衛、山本隆の六氏が県から、佐藤久照（県農会技師）、原田継雄（県信販購利連主事）、高嶋米吉（産組山形支会主事）、神保功（県養蚕連技師）、森谷佐吉（県畜産連技師）の諸氏がら一切の設立事務に當つた。

### 頭を痛めた初代会長の人選

設立総会にさきだち、十八日午前には設立委員会を開いて、午後の総会に備えたが、これら設立委員が頭を痛めたのは初代県農業会長の人選で、最後まで残つた会長候補は県信販購利連会長高橋辰二、県農会長佐藤直信の両氏で、両団体とも譲る気配がなく、佐藤氏自身も強く会長就任に動いたが、登坂委員長は高橋、佐藤両氏の農業関係の経歴から見て、高橋氏の会長を至当なものとし、佐藤氏を説得、氏を副会長にすることにし、

て漸く高橋県農業会長実現に同調させたいきさつもあつた。理事、監事の人選も終り、総会となつたが、登坂委員長の総

会開催までの経過報告、国民議礼に続いて議事を進め

(一) 山形県農業会々々

(二) 出資引当 (①保証責任山形信用販売購買利用組合連合会の出資数  
三、六七二〇、払込金額一、三六六、八二八〇八 ②昭和十八年十二

月一日(農商大臣の指定する日)に於ける県信販購利連の財産の状  
況③県信販購利連の出資一口につき、これと払込金額を同じくする

山形県農業会の出資一口を引当てる)

(三) 事業収支計画 (三百八十七万二千七百四十四円)

(四) 初年度(昭和十八年度)内における借入額の最高限度(一千万円)

(五) 初年度内における貸付額および手形割引額の最高限度(五十万円)

(六) 賦課金の賦課徴収方法(受命法人の山形県農会、各郡農会、山形

県養蚕連、各郡養蚕組合、山形県畜産連および各郡畜産組合で定め  
た従前の賦課金の賦課徴収方法による)

(七) 山形県農業会の負担に帰すべき創立費(八千円を限度とし、十八  
年度にこれを償却する)

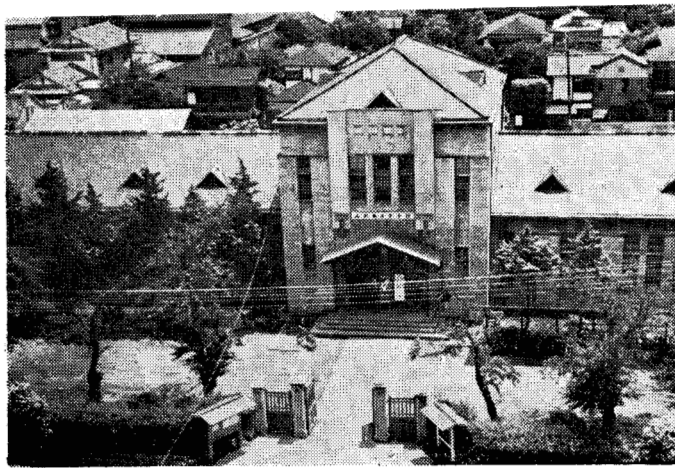
(八) 総代選任(山形県農業会々々則ち七十六条の規定により総代二十八  
人を選任)

(九) 監事選任(七人)

(十) 会長(一人)、副会長二人および理事二十五人(支部長理事八人を  
ふくむ)推薦

を原案通り決定、次いで十二月二十四日、設立登記の手続きを  
終り山形県農業会が発足したが、才一年度は翌十九年三月末日  
まで僅か三ヶ月余、三百八十万円の予算で、統合した各団体の  
既定計画をそのまま引継いだが、発足に当って

「本会は山形県農業および農村の主動的統制組織たるとともに生産



責任体たるの機能を完全発揚し、現下喫緊の国家的要請たる食糧そ  
の他農産物の増産確保、貯蓄の増強等、その負荷せられたる重責達  
成に邁進し、以て大和民族培養の源泉たる剛健なる農村の確立、促  
進を期せんとす。」

と登坂氏は雄々しく、門出の言をのべたのである。  
県農業会の発足に続いて、県では市町村農業会を十九年一月

山形県農業会本部 (この建物はもと県立物産陳列館  
で県内の特産物を陳列し、エビチヤのユニホームをつけ  
た女の職員がサービスしていた。昭和18年に農業会がこ  
こに本陣を構えて、戦時食糧の確保に明け暮れた)

\*~~~~~\*



一ぱいで設立を終了させることになり、県下四市二二ヶ町村に設立委員任命の通知を發したが、委員は一町村七名前後とし、これと同時に農会、産業組合、養蚕業組合、畜産組合は統合を命ぜられ市町村農業会長には適任者であれば、村長まで、人物本位に選考した。

同年一月末日まで設立を認可したのは二十三日の寒河江、左沢両町、二十五日柴橋、沖郷の二つ、二十六日には新庄、尾花沢町の二農業会であった。

## 三十六団体の総合体

### 県農業会の全容と発足当時の純財産

山形県農業会という新しい総合農業団体に結集したのは、産業組合、県農会、畜産、養蚕の四系統、三十六団体である。遠く明治年代の半ばに発足して約半世紀—明治、大正、昭和の三代にわたって県下の全農民とともに息づき、親しまれ、誇りを以て語られて来たすべての農業団体が、未曾有の大戦争下、時局の要請とは云え、各々の歴史のページを閉じて、新団体の名のもとに、さらに勝利のために前進を開始したのである。

県農業会設立の団体名と、農業会発足当時（昭和十八年十二月）の総合財産は次の通りである。

### ① 県 団 体 名

### ② 郡 市 団 体

山形県農会（資産負債差引純財産額一〇一、三〇八円四六）、山形県養蚕組合連合会（同五〇、二七三元一九）、山形県畜産組合連合会（同三〇、二二八円二七）、山形県信用販売購買利用組合連合会（二、三八九、六〇二元三九）、産業組合中央会山形支会（同二、九三二元六二）

南村山郡農会（同二、六六二元八三）、東村山郡農会（同二、五四〇円五五）、西村山郡農会（同二、二七九円五七）、北村山郡農会（同二、八九三三元二）、最上郡農会（同八、九八四円七五）、南置賜郡農会（差引債額四、〇七八円九二）、東置賜郡農会（差引純財産額九、八四八円九八）、西置賜郡農会（差引負債額八、八八四円五九）、東田川郡農会（差引純財産額一八、五八六円一六）、西田川郡農会（同八、〇三四円五七）、飽海郡農会（同二、一五、一二三元七〇）、南村山郡養蚕業組合（同二、九、〇六〇円四七）、東村山郡同（同二、〇、六七〇円九一）、西村山郡同（同二、三、三一円四八）、北村山郡同（同四、五、五四五円三五）、最上郡同（同五、一九七円九八）、南置賜郡同（同三、一一九円〇六）、東置賜郡同（同九、六六九円五六）、西置賜郡同（同三、八六二元二八）、東田川郡同（同二、四九七円六二）、西田川郡同（同四、二二六円五六）、飽海郡同（同二、二、三七円一六）、南村山郡畜産組合（同三、一、三六一元三〇）、東村山郡同（同七、八三三元九七）、西村山郡同（同二、一、八八一円三六）、北村山郡同（同九、八八五円〇三）、最上郡同（同六、〇、一三一元一〇）、東置賜郡同（同二、三、八八九円六九）、西置賜郡畜産組合（同二、一、一五二元八四）、東田川郡畜産組合（同三、三、六五〇円一七）、西田川郡同（同二、一、九三八円六九）、飽海郡畜産組合（同四、五、二五二元二八）、産業組合山形支会村山部会（同二、一、九三三元六二）、同山形支会最上部会（同四、三、二二円二〇）、同山形支会置賜部会（同二、〇、六一円八三）、同山形支会庄内部会（同四、一、六一円七五）

資 産

未払込出資金四六九、一七一円九二、系統機關出資金二六五、七〇〇、〇〇、果食糧營団出資金五五、〇〇〇、〇〇、貸付金五八六、四六一、二二、預ケ金四六、五二二、五一〇、六七、有価証券一三、八五〇、八七六、二〇、土地三一四、六八五、三九、建物一、〇二五、六四六、五一、備品及什器一〇八、二三一、九四、産業會館建設積立金四、一二三、一九、種畜五〇、七三五、〇〇、医療設備五二、二一九、一二、搗精設備一九、五〇一、六三、工場設備一五八、〇四〇、七五、保証債務見返四一、三八八、〇二、代理所基金預金勘定一、〇五〇、六二九、〇三、販売品現在高七〇、〇五七、九五、販売未収金三五七、五六五、八五、購買品現在高八三〇、五五七、八六、配給未収金二五九、七七五、六七、医療藥品現在高一、八四三、二七、医療材料現在高六、六〇六、四九、連合農庫材料現在高一、五六二、五六、農村工場原材料現在高五七一、六〇〇、九〇、農村工場製品現在高二二四、四三九、四九、未収預ケ金利子四八、九五四、〇三、未収有価証券利子七四、七二五、二八、未収利用料九、五九〇、三四、会費未収金二、六三七、五〇、証紙三五〇、〇三、仮払金二三四、一七七、八〇、立替金一七、五三四、九八、現金三七、四三七、四二、計六七、三四六、三三七円九〇

負 債

系統機關未済出資金一三五、二二二円〇〇、果食糧營団未済出資金二二、〇〇〇、〇〇、借入金六二二、三九六、六四、貯金六〇、〇五九、六五一、九一、国債貯金七四三、八〇七、三九、別段貯金六四三、二二〇、〇〇、保証債務四一、三八八、〇二、代理所基金勘定一、〇五〇、六二九、〇三、職員身元保証金一八、〇七六、四〇、販売未払金三八、三五〇、一七、購買未払金八九、六二三、四七、未経過貸付金利子六、

四二一、五〇、未払借入金利子二、三六七、一三、未払貯金利子二六九、一六〇、三九、原料未払金五四八、五七、未払歩合金二、八二七、六二、医療機具未払金五〇、〇〇、農村工場原材料未払金四一、六三五、六七、未払戻出資金一、三二三、八四、未払負担金三六、四五六、〇〇、未払奨励金七九六、七〇、未払加工委託費一、〇〇八、六一、未払倉敷料一、三六〇、〇〇、未払賃借料五六六、三〇、未払金一六九、五一、八一、仮受金二二四、〇四六、〇九、共同計算仮受金一二二、二四七、三一、回収容器勘定六、八八八、二二、運輸調整勘定五、〇〇一、二九、供出金利勘定二八、二九九、二二、未達勘定五〇、〇五八、七九、計六四、四四四、八九九円〇九

差引純財産額は二百九十万一千四百三十八円八十一銭である。

預ケ金四千六百五十二万円の内訳は中央金庫預金四千三百五十万九千余円、銀行預金三百万円が主なるもの、有価証券では社債七百四十一万円、国庫債券五百十二万円、地方債百二十三万円等、土地で庄内地方が坪数、価格ともに他地域の所有地を離し、鶴岡市大宝寺の庄内倉庫鶴岡支庫敷地三千七百八十七坪、庄内倉庫渡前支庫敷地三千二百五十坪、同じく大山支庫敷地一千九百三十七坪等に対して、内陸地方には北村山郡尾花沢町、共北連合倉庫敷地一千百六十八坪、新庄町の連合農倉敷地一千七十九坪、ほかに米沢市大町、置賜病院敷地二百六十一坪八一、山形市香澄町木ノ突小路、元本所敷地三百五十三坪、東置賜郡赤湯町、置賜支所敷地三百四十七坪その他で土地合計一万七千九百五十余坪、時価三十一万四千六百八十五円三十九銭、建物は産業組合中央会館、各倉庫、病院、事務所等二百三十七棟、

一万三千百六十余坪、時価百二万五千六百四十六円五十一銭と  
なっている。

大どころは、庄内倉庫鶴岡支庫（土蔵造り、瓦葺平屋建三十  
七棟）二千百六十七坪余、十五万百二十八円、置賜病院（木造  
亜鉛板葺二階建本館外九棟）六百八十八坪九分九厘、十万一千七百八  
十三円余、共北倉庫、鉄筋コンクリート（平屋建六棟）九百十  
二坪五、七万九千五百余円、庄内倉庫大山、狩川河支庫が各一  
千坪以上、七万四千余円とつづいてゐる。

## 新団体の機構と人事

### 会長以下の役員メンバー主要職員決る

歴史ある四系統、三十六団体を打って一丸とした山形県農業  
会は昭和十八年十二月十八日設立総会を終了すると、直ちに、  
機構、陣容の人选に着手したが、旧産業組合、県農会の間に必  
ずしもしっくりした空気であつたわけではない。

権力統合であつただけに、新団体の勢力均衡には高橋会長以  
下理事者がひどく気をつかつたもので、各方面の意見を容れて  
次のように決定した。

### ◎顧問 問（十二月十八日委嘱）

山形県知事齋藤亮、県経済部長鈴木直己、県会議長登坂又蔵、伊藤  
四郎右工門、三浦新七

### ◎役員（十二月十八日就任）（カッコ内は旧所属 団体名または住所）

会長高橋辰二（県信販連利連会長、東置賜郡大塚村）、副会長佐藤直  
信（県農会長、北村山郡橋岡町）、同高橋熊次郎（県養蚕連会長、上  
ノ山町）、専務理事吉松正彦（県信販購利連、山形市）、常務理事大久  
保豊太郎（県農会、山形市）、同小林金吾（県農会、南村山郡南沼原  
村）、同小林徳一（県信販購利連、東田川郡大和村）、理事小松政治  
（西村山郡寒河江町）、同大沼政吉（米沢市）、同梅津武夫（東置賜郡  
二井宿村）、同菅野三津蔵（東置賜郡屋代村）、同酒井忠孝（鶴岡市）、  
同佐藤弥太右工門（西田川郡東郷村）、同阿部一郎（山形市）、同鈴  
木清助（山形市）、同佐藤仁左工門（東田川郡山添村）、同白田弥右工  
門（東村山郡蔵増村）、同長沼今朝太郎（西置賜郡豊原村）、同大場  
一郎（最上郡船舟村）、同本間元也（酒田市）、東南村山支部長理事  
柏倉九左工門（東村山郡豊田村）、西村山支部長理事板垣新治（西村  
山郡寒河江町）、北村山支部長理事高宮常太郎（北村山郡尾花沢町）、  
最上支部長理事五十嵐源三郎（最上郡新庄町）、東南置賜支部長理事  
小野田豊吉（東置賜郡沖郷村）、西置賜支部長理事芳賀与七（西置賜  
郡荒砥町）、田川支部長理事山木武夫（東田川郡新堀村）、飽海支部  
長理事小野寺棟三郎（飽海郡南平田村）、常任監事荒木昌三（山形  
市）、監事本間八右衛門（西田川郡大山町）、同相田宮之助（南置賜郡  
塩井村）、同安孫子芳尾（西村山郡柴橋村）、同富樫義雄（東田川郡大  
和村）、同後藤鉄太郎（飽海郡本橋村）、同鈴木市三郎（東村山郡橋山  
村）

### ◎主要職員（十二月二十四日任命）

△企画審議室

室長 専務理事 吉松 正彦

企画審議室主任 主事 高嶋 米吉

△総務部 (庶務、管理、農政、厚生)の四課)

部長常務理事大久保豊太郎、次長技師佐藤久照、庶務課長技師佐藤利七、管理課長主事補工藤忠一、農政課長事務取扱技師佐藤久照、厚生課長主事鈴木重治

△農産部 (農業統制、食糧、畜産、養蚕)の四課)

部長常務理事小林金吾、次長心得技師会田賢三郎、農業統制課長技師池上三九男、食糧課長技師会田賢三郎、畜産課長技師藤垣菅造、養蚕課長主事豊後銀治

△農林資材部 (肥糧、農工、農機、燃料、物資)の五課)

部長常務理事小林徳一、次長主事小林哲四郎、肥糧課長主事補西塚專吉、農工課長主事補佐藤篤、農機課長技師荻原重、燃料課長主事補西村啓四、物資課長事務取扱主事小林哲四郎

△金融部 (資金、經理、貯金、貸付)の四課)

部長専務理事吉松正彦、次長主事原田継雄、資金課長主事補皆川清輝、經理課長主事補市川晃、貯金課長主事補松本吉之助、貸付課長主事栗原喜内

△東南村山支部 事務長、参事板垣庸一、総務課長、主事兼技師今野直治、農産課長技師折原重之助、農林資材課長主事補石山丈夫、金融課長心得主事補細谷勝一

△西村山支部 事務長理事板垣新治、総務課長主事補日塔義夫、農産課長技師須藤哲夫、農林資材課長心得書記阿部武、金融課長心得書記池田雅夫

△北村山支部 事務長参事村川彦三郎、総務課長心得書記坂井宗之助、農産課長事務取扱参事村川彦三郎、農林資材課長心得書記阿

部忠夫、金融課長心得主事補横山賢恵

△最上支部 事務長参事大場一郎、総務課長大場一郎、農産課長大場一郎、農林資材課長主事岩田広作、金融課長岩田広作

△東南置賜支部 事務長参事大沼政吉、総務課長主事佐藤邦蔵、農産課長技師渡辺守治、農林資材課長主事高橋達男、金融課長高橋達男

△西置賜支部 事務長参事竹田栄一、総務課長竹田栄一、農産課長技師木村貞蔵、農林資材課長主事補石岡外次、金融課長主事補小原重朗

△田川支部 事務長理事山木武夫、総務課長主事菅原徹、農産課長主事上林富三郎、農林資材課長主事磯見八太郎、金融課長主事補本間武雄

△鮑海支部 事務長参事渋谷勇夫、総務課長主事佐藤伸、農産課長佐藤伸、農林資材課長主事補齋藤藤一、金融課長齋藤藤一

△寒河江草履表加工々場長心得囑託 渡辺 七助  
△共北倉庫大石田支庫長主事補 渡辺 幸一  
△庄内倉庫長理事 酒井 忠孝

△置賜病院長医師 渡部綱男、事務長 寒河江正雄  
才一年度は僅々三ヶ月であつたが、翌十九年三月末までに、登坂又蔵顧問が三月四日死去、同月七日には鈴木経済部長が奈良県に転じ、顧問に二名の欠員が出た。

\*\*\*\*  
その後の顔ぶれ  
\*\*\*\*

其後の役員の変動では昭和二十年一月八日監事の改選が行わ

れ、常任監事荒木昌三、監事鈴木市三郎、相田宮之助、富樫義雄、本間八右衛門、横山平六、安孫子芳尾の七氏が就任、終戦の翌年、二十一年二月二十二日に高橋辰二会長が退職、同年三月十八日、監事安孫子芳尾氏が解任となつて、三月二十日の臨時総会で新理事を選任、次のような新陣容が出来上がった。

会長佐藤直信、副会長吉松正彦、常務理事小林徳一、豊後銀写真上が第二代山形県農業会長佐藤直信氏下が常任監事荒木昌三氏  
(佐藤会長は北村山郡榑岡町出身の温厚な長者、昭和十九年から二十二年までの戦中、戦後にかけて才三十代、県会議長をやつた。また荒



木氏は昭和二年の泉購運創立から引続いて勤務の産組大先輩)

治、理事小野田豊吉、芳賀与七、山木武夫、渋谷勇夫、酒井忠孝、柏倉九左工門、安孫子芳尾、近岡理吉、大橋庚、板垣庸一、梅津武夫

さらに二十二年二月二十七日の通常総会で

常任監事荒木昌三、監事片山清七、佐藤勘六、遠藤力、石川庄吉

の各氏が就任、同年五月には佐藤会長が退職したので、五月二十日の通常総会で、吉松副会長が会長に、理事柏倉九左工門氏が副会長になって、新理事が次のようになつた。

会長吉松正彦、副会長柏倉九左工門、常務理事豊後銀治、長谷川源

三郎、梅津武夫、理事原田九蔵、木村富郎、大山不二太郎、佐藤啓輔、加藤茂雄、大橋庚、安部多門、酒井忠孝、山木武夫、畠中市太郎  
また主要職員ではその後荒木常任監事を室長にした監査室を設け、係長森谷善治郎氏をはじめ岡部助四郎、田中シサ氏を配置した。昭和十九年三月三十一日付で佐藤久照(総務部)、小林哲四郎(農林資材部)、原田継雄(金融部)、会田賢三郎(農産部)の本部四次長を参事に昇格させた、二十年九月十八日付で

理事大久保豊太郎氏が興産部長、理事小林金吾氏が農産部長、参事佐藤久照氏が総務室長、参事会田賢三郎氏が農産部次長、参事小林哲四郎氏が総務室庶務係長

となり、二十一年四月六日、佐藤総務室長が退職して、原田継雄氏が総務室長に、寒河江正雄氏が金融部長に、高嶋米吉氏が興産部に代る農政部の部長に、また加藤秀雄氏が農産部長、池上三九男氏が資材部長に発令された。

さらに二十二年一月には機構の一部を改正して、畜産、養蚕関係を強化した。

## 食糧増産が至上命令

### 桑の皮、松根油が時代の寵児

農業会に課された絶対命令は日毎に窮迫して来た食糧の増産をしやにむにやり遂げなければならぬことであつたが赤紙一枚の応召軍人や、軍需工場要員、軍馬の徴発のため畜力まで不足し、農作業を満足に行うことも出来なかつた。農村からの応召

は他の産業者に較べて目立って多く、村に残って、田畑に起つたのは老人、女、子供だけで、農村労力は全く底をついたにもかかわらず、政府の農村に求める増産命令は厳しかった。

農業会はまず耕地の拡張と改良に取りくんで、暗渠排水、客土、農道、用排水路、耕地整理事業を指導、実行し、さらに開拓を押し進めたが、軍の飛行場用地、軍需工場の新設、拡張などで片端しから耕地を潰してしまうので、食糧増産とはおよそ逆の方向に耕地が減少してしまった。農村労力の逼迫に対しては、学徒勤労動員を受け入れて、託児所、共同炊事場を設け、共同農作業を勧め、女子技術員を養成する等、一応、数の上では労働人員の確保が出来たが、労働の主力が老人、婦女子、学徒であったので、労働力の実質は期待外れで、その上、肥料、農器具の払底はいよいよ増産を阻んだ。

系統農業会の技術陣を総動員して栽培技術の向上を図るとともに篤農家の技術を導入し、作物の優良品種の選択、あっせんを図った。

また農村労力と化学肥料の不足対策として、無畜農家解消運動をとり上げ、堆肥増産にも役立たせようとしたが、家畜に食わせる飼料にも事欠いていたので、この運動は失敗に終わってしまった。戦争前に輸出の花形であった生糸は輸出市場を失ったことと、桑園を食糧増産のために耕地に転換、思い切った桑園整理を行い、耕地にする一方、桑樹皮は不足していたセンイの代用に使い、桑の皮が大々的に採集された。

躍起となった食糧増産と相俟って外米の輸入杜絶に備えて、

甘しよ、馬鈴しよの増産を奨励、農業会が集荷、供出を一手に引受け、窮乏した石炭、石油のような戦争重要資材の代用燃料として、木炭、松根油が時代のちよう児となって登場、農村工業に、いもの澱粉工場、搾油工場等が続出した。

増産に欠くことの出来ない化学肥料も工場が軍需工場に転換してしまい、さらに電力不足から全くの減産となったので、堆肥の増産、都市ふん尿利用が唱えられた。また農機具の資材である鉄綱、木材は軍需優先となり、農機具に回す余地は皆無という状態となったので、農業会は町村の野鍛冶を動員して農機具修理工場をおき、あるいは巡回修理班等を動かして農民の増産意慾を鼓舞した。

### 皇国農村推進部落設置

決戦才三年目を迎えた昭和十九年二月、県では二、五四〇、三〇七石の米増産確保を目指し、二月十二日、県、県農業会、篤農家から選抜した精鋭で、「決戦必勝の増産協議会」を開き増産の指導、実行方針を確立するとともに、三月九日、地方事務所長会議を開き、新たに隣組単位の増産責任制をとることになり、直ちに農村増産隣組を結成、市町村長指導のもとに、町村農業会長が責任を以て、隣組をべん撻して増産に突進した。

さらに農民を刺激する方策として「皇国農村推進部落」を設置して、あらゆる便宜と援助、優先的取扱いをとることになり、八月には南村山郡西郷村藤吾部落、東村山郡出羽村千手堂部落、西村山郡左沢町伏熊部落ほか八ヶ所を選定した。

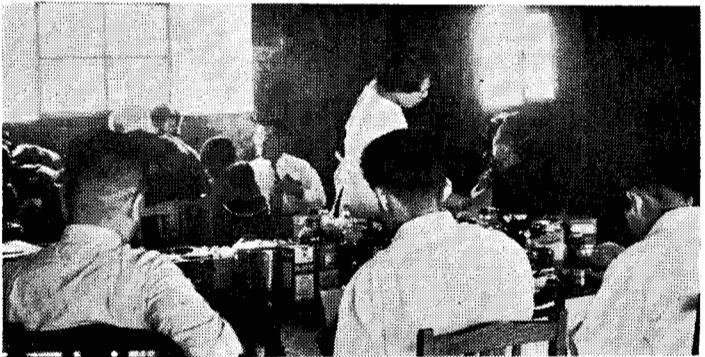
十九年十一月に入ると、空襲その他の緊急事態に備え、牛馬十頭を一組として県内各地区に一、二〇〇班の畜力挺身隊を組織し、市町村長、農業会長がその隊長となり、県畜力動員本部の指揮に従って機動的に、出動挺身することになった。

松根油緊急増産協議会は県知事が会長に、高橋県農業会長をはじめ、関係団体代表二九名の委員を決定して、十一月発足、松根油掘出しに大童の奮闘を続け、昭和二十年一月に、まず東南村山、西村山の両地方に十九基の乾溜かまどが到着、同月二十一日には南村山郡柏倉門伝村で県下、初の火入式を挙行、斎藤県知事が出席して大いに感激させた。庄内地方で最初の松根油乾溜かまどを設備したのは二月はじめ二基をとりつけた西田川郡豊浦農業会で、続いて東田川郡黄金、手向、黒川の農業会にも取りつけられた。

農村の保健、厚生事業も戦時下の重要な仕事として取扱われ、保健衛生材料、家庭薬の供給に努力した一方、最

### 巡回診療隊到着

無医村にとって医者さまの来村はほんとうに有難いことである。村農業会の回覧板で知った村民は老父の手をひき、病母を背負って診療室に現れている。この診療隊は戦中、戦後の農文協、農業会時



代に始まって、昭和33年県厚生連が解散するまで続けられたが、今日も無医村は解消していない

も不自由となり、入手が駄目になった石けん、マッチ等の日常必需品の確保、配給にも全力をあげて闘った。県信販購利連合会から経営が移った置賜、宮内両病院の設備改善、医療陣の確保、病院医療陣総動員で結成した「戦力増強診療報国隊」が無医村に巡回診療班を派遣、健康相談所を開設した。また県農業会に併設していた「農山漁村文化協会」山形県支部が置賜病院とともに巡回診療に活躍し、戦傷兵慰問の演劇大会を開いた。

農村の金融統制機構はさきに町村産業組合と県信用組合連合会を組織員として県金融統制団を結成させ、さらに統制団と産業組合中央金庫とで組合金融統制会を作って農民を厳密な金融統制下におさえたので、農産物の販売収入は農業会の貯金通帳に振込まれ、一方農業会から割当て配給される肥料、農機具、生活用品の代金は貯金帳から引落し決済する様式をとった。

## 余裕金は全部吸上げ

### 農業新聞、家の光の活動

従って太平洋戦争の末期には農村民の経済は現金出納を必要としない状態になった、こうして余



裕金は貯金として殆んど組合系統金融機関に吸い上げられた。農民は農業経営から日常生活まで、農業会の統制下におかれたと云っても過言ではなく、農民から吸収した預貯金は農業会および農林中央金庫の手で、国債、地方債の買入れ、国策会社に対する役融資等の戦争目的に集中された。

また教育宣伝活動としては産業組合中央会山形支会から県農業会が引継いだ週二回発行の「日本農業新聞」、月刊「家の光」「農業研修」等があり戦時下の農業、農民の在り方、戦況

慰安を求める真剣なまなざし  
 (戦後の農村には慰楽と名のつくものが何ひとつなかった。演技や全農映の映画大会には村をあげて、学校の体操場に押しかけたものである。ナタマメキセルをくわえたあなたのお爺さんの顔もみえる。(昭和22年12月東村山郡山辺の会場))

について弘報、宣伝の役割を果たした、日本農業新聞は県内で約四千部の購読部数を持ち、家の光は出版界の大混乱、用紙の払底等で、読みものに渴していた農村から大歓迎され、支那事変ばつ発の昭和七年の月購読部数二千四百が、十年には二万二千部にはね上り、十三年二万五千部、十八年十二月、即ち県農業会となった十二月号は実に二万九千九百部と家の光黄金時代を築いた。また北沢学雄氏が県農業会内に設けた「全農映山形県支部」が二十二年七月十日、東村山郡明治村を最初に県内各村に巡回映画会を催し、戦中、戦後にかけて打ちひしがれていた農村に久振りで生々とした明さをとりもどしてくれたものである。

## ★ 農民自からの病院経営

### 昭和十三年米沢に置賜病院

医療施設に恵まれることの薄い農民が自からの病院として、昭和十三年六月一日、米沢市大町一、〇二五に「保証責任利用組合連合会置賜病院」を開設した。病院施設はもともと都市周辺に発達し、農村には縁遠い存在でもあるし、開業医すら農村を嫌った。昭和はじめから十年頃までの農村不況当時、農村には医療費に事欠いた多くの悲劇が続出し、農民自身の医療施設を持つことは農民の大きな念願であったが、昭和十二年のはじ



め、置賜一市三郡の産業組合の間から米沢市に病院建設の運動が現れ、かつての県信用組合連合会長戸田虎雄氏を中心に、東置賜郡大塚村の高橋辰二氏、米沢市の高野俊三、金子安一氏（後の米沢市議）等が置賜三郡の産業組合を勧説、戸田氏を会長にした病院経営の利用組合連合会を設立、病院開設認可を県警察部衛生課に提出したが、当時は反産運動の激しかった頃で、産業組合の病院経営は開業医を脅かすことを理由に、医師会まで反産陣営に加わって、置賜病院開設には真つ向から反対、衛生課に認可妨害の手段に出た。衛生課はいろいろな口実、理屈をつけて認可を渋り、経営されそうもない安い診療代まで押しつけ、医師会の反対運動を擁護した。

これに対して高橋辰二、高橋広吉氏（後の米沢市長）等は反対の先頭に起っている米沢市内の開業医を戸別訪問、漸く反対しないと言質と了解を得て、昭和十三年六月一日に置賜病院が発足したのである。建物は某織物屋の跡で、九八九坪の敷地に土蔵を残しただけで、六一六坪余の病院を新築、内科、小児科、外科、泌尿科、耳鼻咽喉科、産婦人科、眼科において、五十三のベットに一ヶ年七千七百人、延人員六万六千人からの患者を診療、利用料八万八千余円をあげた。

待望の組合病院だけに連合会加入組合は年とともに増加し、翌十四年には米沢市、置賜三郡の加入組合四十一、組合員一万六千に達し、農民病院として大きな誇りを以て発展したが、昭和十八年三月、置賜病院の経営一切を県信用販賣購買利用組合連合会に譲渡し、利用組合連合会を解散したので、同病院は新

しい連合会の所有となった。

渡部綱男博士が才二代院長、同年五月一日付で県信販購利連本所から新事務長として寒河江正雄氏が庶務主任の加藤信一氏とともに赴任した。同年十二月、農業団法が出て、県農業会が発足したため、同病院は県農業会経営に移った。

終戦後の、昭和二十三年八月、県農業会が解散して、農村の医療事業を行う連合会として県厚生農業協同組合連合会が設立、同病院は同連合会の経営に入った。

### 宮内病院新築に地元の協力

この置賜病院のほかに、東置賜郡宮内町三、一〇六（黄金町）の製糸工場跡に昭和九年七月に町衛生組合が開設した診療所があり、冷害と不況に苦しむ宮内町をはじめ隣接農民の診療に当たっていたが、昭和十一年一月に病院に昇格させ、十五年三月は施設、経営を宮内町に売却して「町立宮内病院」が発足した。

太平洋戦争が熾烈となり、医師の応召が続き、診療に事欠く状態に弱った宮内町当局はその打開策として、県農業会の経営に移った米沢市大町の置賜病院に医師の救援を求めたことから宮内病院も県農業会の経営に移ることにきまり、昭和十九年九月、県農業会は宮内町から土地、建物、医療設備、什器等一切を一ヶ年一百万円の賃借料で借受け、新たに「置賜病院宮内分院」の名称で発足させた。

終戦後、二十一年一月、高橋哲郎博士が病院長、事務長には小関武雄氏がなり、翌二十二年二月一日、分院から宮内病院に

昇格したが、当時の病院規模は二百三坪の建坪にベッド十二、診療科目も内、外科の二つ、医師四名というもので、激増する患者を収容することが出来ず、他の病院に患者を送りこむ始末であった。

工事半ばに県厚生連に移る

宮内町をはじめ、同病院を頼る二町六ヶ村の農民らはさらに規模の大きい、完備した病院実現を熱望し、また当時の宮内町公選初代町長山口勘七氏は戦後の重要施策の一つに理想的な医療施設の設置を取り上げ、二十一年十二月、山口町長を会長とした「宮内病院協力会」を結成、東置賜郡八ヶ町村ならびにそれらの町村農業会に協力を求め、宮内病院昇格を機会に、病院を黄金町から吉野町所在の一町三ヶ村伝染病院敷地に移し、同所に大病院を新築する構想を樹て、新築に要する資材、必要資金は協力町村が負担することになり、山口町長に代った佐藤儀一町長から二十二年十月二十五日、県農業会長吉松正彦氏に宮内病院建築の寄附を申入れた。

寄附申入れの内容は

種類	数量	価額	格	摘	要
宮内病院建物	二〇三坪	八五六、〇〇〇円	格	摘	要
(黄金町)					
伝染病院建物	一九坪				
(吉野町)					
新材	木一、〇〇〇石七〇〇、〇〇〇円				
医療器具	一、七〇〇、〇〇〇円				

宮内町寄附  
北部一町三ヶ村伝染病院組合寄附  
宮内町寄附  
宮内病院内設備ならびに町所有医療器具

。土 地 二、〇〇〇坪 二〇〇、〇〇〇円 宮内町寄附  
。石 材 一六五、〇〇〇円 宮内町寄附  
。現 金 七二七、〇〇〇円 二町六ヶ村寄附  
(うち、宮内町二一七、一五〇円)

計

四、三九三、〇〇〇円

であるが、地元農業会自体の協力としては宮内、沖郷、赤湯、中川、吉野、金山、漆山、梨郷の二町六ヶ村農業会は県農業会に病院新築費見合として六百六十万円、二ヶ年の定期預金を行って、一千万円の建築費に協力した。その後これら二町六ヶ村農業会のほかに東南置賜の全農業会も協力定期貯金に参加し、二十三年五月、新築に着手したが、この病院建築が「解散する県農業会資産の移動、処分禁止」の条文にひっかかり、一時は新築工事中止の暗雲に包まれた事態となったが、漸く工事の許可を得て新築に着手して間もなく、昭和二十三年八月、県農業会が解散、工事半ばの宮内病院は県厚生農業協同組合連合会に引継がれ、その後は県厚生連の手で工事を続けた。しかし竣工予定も戦後の資材難で大ぶおくれ、二十四年六月二十四日落成式を挙行、新しい「厚生連宮内病院」が誕生した。

竣工した宮内病院は敷地二千坪、病床数七十(普通五〇、伝染二〇)、診療科目は内科、外科、小児科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、医師七名、看護婦十五名を入れた職員数三十四名、八百四十坪の大病院が出現したが、竣工式を前に高橋哲郎院長が置賜病院長に転じ、宮内病院長には山形市至誠堂病院から大脇弥六博士が着任した。

## 企てた他地域への病院進出

### 旅館を買収、小国病院を開設

医療施設の拡充強化に努力した県農業会は米沢市置賜、東置賜郡宮内両病院を整備する一方、他の地域への農業会病院進出を図り、昭和二十一年初め、西置賜郡小国町小国一三六（小国駅前）の旅館を改築、病院を新設することになり、所有主、色摩たけ氏から四万七千五百円（不動産二万円、動産二万七千五百円）で買収、三月二十五日から小国病院を開設した。

小国病院は木造亜鉛ぶき二階建一二九坪、亀井中郎院長をはじめ職員十三名の小世帯で診療科も内、外、耳鼻の三科であったが、この地域は有名な小国郷、新潟県境で小国本町に隣りする中津川、南小国、北小国村は最寄りの開業医まで三里から五里、文字通りの無医村、急患、伝染病発生の場合等、村民の苦痛は想像を絶するものがあつた。殊に終戦後、この山村にも復員軍人、都市工場からの離職者が病気を持ち帰り、いよいよ病院新設を要望する声が強くなつていた際だから農業会の病院新設には地元民が感謝したのは当然である。

県農業会は続いて同年六月、置賜病院の増築をきめ、米沢市の元遊廓、武蔵楼の一部を買収、同市相生町一、七八三阿部竹治郎氏から木造亜鉛ぶき二階建、十五坪二五を二万五千円で譲りうけ、置賜病院に移転、改築して、九月十日には入院患者十

二名を収容出来る新病棟を竣工させた。

### 天童病院進駐軍が接収

宮内、小国両病院の新築開設、置賜病院増改築の見透しがついた県農業会は、病院施設が県南の置賜地方に偏在し、村山、庄内地方の会員からも、しきりに医療施設を設けようとの声が出たので、県農業会はその手始めに、村山地区で、天童、谷地の両病院開設を計画したほか、山形市内の某病院にも触手をのばした。

当時、天童温泉（東村山郡津山村大字山元）旧新庄館は戦争中、旅館業をやめて東京都北多摩郡三鷹町上連雀九三〇日本無線株式会社（社長中島進治氏）の疎開工場寮になつていたが、終戦で疎開工場も不要となり、県農業会はこの建物を日本無線から買収、新たに温泉療養所を兼ねた「県農村山病院」を開設することになった。建物の構造は旅館様式、木造亜鉛ぶき二階建二百十坪九合、附属建物を入れて二百五十四坪一合五勺を、六十万円（不動産二十万円、動産四十万円）で日本無線から買受け、宅地および温泉使用料は一ケ年三千六百円を支払うことで、昭和二十一年六月十八日、吉松県農業会長と中島日本無線社長との間に売買話が成立し、病院開設の準備に着手した。

病院長は渡部置賜病院長が選定、事務長には県農業会東南村山支部の斎藤吉氏を発令、看護婦、事務職員等六名まで決定して、七月二日には県に病院開設許可申請書を提出、八月十三日になつて、安西県衛生課長から開設許可の内示をうけ九月に

は村山病院開業を予定し、一切の開設準備を終ったところ、八月二十三日、進駐軍の命によって、この建物を直ちに接収することが県農業会に伝達されてしまったのである。

電話一本で天童の病院出現は雲散霧消し、敗戦国の嘆きを深刻に味わった。軍が神町に駐とんし、アメリカに引揚げるまで長い間、将兵宿舍、娯楽施設として使用され、この間建物の持ち主は昭和二十三年、県厚生連に移ってしまった。

一方、西村山郡谷地町には町農業会の乾藪倉庫三階建てを改造して戦時医療統制団体、日本医療団が経営していた谷地病院があったが、終戦とともに医療団が解散し、病院施設は所有主の谷地農業会に返還することになったので、県農業会は昭和二十一年春、西村山郡谷地、北谷地、溝延、西里、三泉の一町四ヶ村および北村山郡南部五ヶ村の農業会を動かして、谷地病院を経営することをきめて、谷地農業会（当時の会長和田啓治氏）の協力を得たが、その頃山形に駐在していた佐々木医療団参事は谷地病院を農業会の経営に移すことを喜ばず、県と交渉し、間もなく県立谷地病院としてしまった。

谷地病院入手に失敗した県農業会は二十二年、谷地に近い寒河江町に病院経営を計画し、県農業会西村山支部とともに、当時法廷で係争中の同町、原田病院の譲渡交渉をやったが、この話し合いも紛争の巻きぞえを食ってここでもまた、病院かく得が挫折してしまった。

この病院が現在の寒河江市立病院であるが、県農業会は二十三年夏の解体まで真剣に農村の医療問題に取り組んで、施設を

県厚生農業協同組合連合会に移した。

## 玉砕決意の農民軍団

太平洋戦争も、二十年春の沖繩攻防戦開始で、いよいよ本土決戦を覚悟しなければならず、国内戦場化を想定、全国民玉砕の決意で都市、農村の区別なく、軍隊的組織と規律を以て生産活動に挺身すべきことが示達された、農村の中核は市町村農業会とし、区域内の專業農業家を基幹隊員とした生産軍を組織し、隊員に対しては軍人に準じた義務と賞罰を定めた。このような決戦体制に伴い、中央農業会と全国農業経済会との統合が府県、町村農業会側から強く主張され初め、二十年六月、両団体を合併した「戦時農業団」が発足した。同団は全国八地区に支部をおき、地方総監府と協力、一体となって、国民食糧の確保に責任を負って以て全力を傾けることになったもので、昭和二十年五月二十五日（終戦の八月十五日から僅か二ヶ月前のことである）、中央農業会々長酒井忠正、全国農業経済会理事長越智太兵衛両氏の間で申し合せ書に調印、七月七日、戦時農業団令が国家総動員法才一八条にもとずいて公布され、施行規則とともに施行となつて、道府県農業会を会員として直ちに発足した。

戦時農業団の総裁に千石與太郎、副総裁に小平権一氏を農商大臣が任命、「決戦食糧増産実施の中央機関」であるとの決意

を発表し、地方では総監府所在地に支部を設置し、支部長に理事を配した、山形県は仙台の東北支部に属し、支部長には理事二瓶泰次郎氏が選任され、農商大臣が本部長で采配をふる農商省内の中央食糧本部に全面参画して、あらゆる方法で米、麦、雑穀等食糧増産を強行する非常増産方策を樹てて府県農業会を指導、農業会は全く性格を一変して国家機関となつてしまった。

そのころの主食配給量は一人一日二合三勺であつたが、七月二日から一割減となり、青年学徒を動員して別にイモづる四億貫、澱粉粕一四万貫、桑の葉二四一萬貫を集めて、代用食に充てる等の苦肉の計画が樹てられたが国民は飢え死一步前の惨憺たる状態に追いつめられ、この緊急食糧対策に最後の望みをかけ、戦局を見守つたが、広島と長崎とに相次いで投下された原爆、さらにソ連の参戦（八月八日）等、わが国はこれ以上に戦争を続けることが出来ず、二十年八月十五日終戦の詔書が渙発されて、遂に太平洋戦争が終つたのである。戦時農業団が正式に発足して一月余、計画が発表になつただけで、すべてがご破算となり、なにか一つ事業をすることなく全国農業会に再改組された。

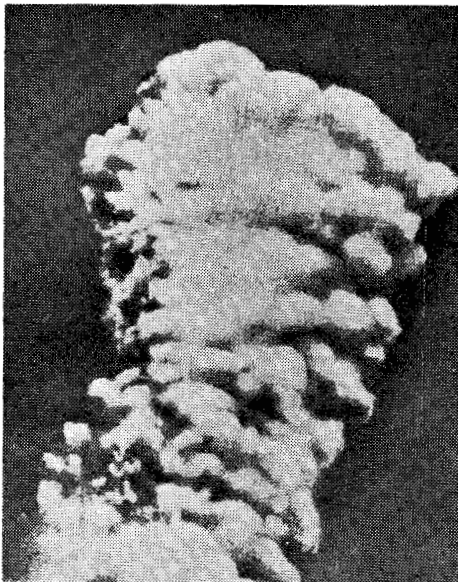
## 歴史の一瞬・原爆投下

東条内閣瓦かいの後をうけて、新庄出身の陸軍大将小磯国昭が海軍の長老、米内光政大将とともに陸、海軍が握手した決戦

内閣を十九年七月二十二日組閣し、国民総けつ起の大号令をかけたが、アメリカ空軍の日本内地空襲は二十年に入って一層激しくなつて、全国の主要都市はすべてB29の爆撃で焼かれ、戦災者は肉親を失い、家を焼かれて地方に逃避してしまつた。

アメリカ軍はルソン島を奪還、硫黄島に上陸し、遂に沖縄本島の攻撃が始まり、凄烈な戦場は日本々土の間近かに迫つた。

またヨーロッパでは、十八年九月にイタリアは無条件降伏し、十九年六月、連合軍は北フランスに上陸し、翌二十年一月、ソ連軍も冬季攻撃を開始して、五月ベルリンが陥落し、ドイツは連合国に降り、ヒトラーは自殺し、イタリアのムッソリーニは国民の前で処刑されてしまつた。



＝ 原子爆弾・広島に炸裂の瞬間 ＝

（昭和20年8月6日午前8時15分、広島市の爆心地から9キロ東南の海田市で撮影したもの）

日本は盟邦ドイツ、イタリア両国の敗戦によって、全世界を相手に戦うことになり、日本の敗戦はも早や時間の問題と見られたが、二十年二月には全学徒の授業を停止して、根こそぎ動員を行い、軍部は一億玉碎、本土決戦を叫び、四月、小磯内閣に代って、鈴木貫太郎内閣が成立して、局面の新展開を図ったがしかし昭和二十年八月六日広島に、続いて九日長崎に世界最初の原子爆弾が投下され、数十万の罪なき市民が一瞬のうちに殺りくされてしまった。それをねらって、ソ連は八日、日本に対して宣戦布告し、時を移さず大軍を以て満洲に進軍して来た。

遂に到来した戦争最後の時であった。陸軍の一部にはなお焦土決戦を主張するものがいたが、天皇はこれを押えて、ポツダム宣言を受諾し、無条件降伏を決定、八月十五日、その旨を全国民に放送され、ここに太平洋戦争が終結したのである。

## 県農業会の清算開始 七億二百万円 の資産

### 職員は辞令なしで解雇

県農業会は昭和二十三年八月十四日を以て解散期限とされ、翌十五日午前〇時現在の資産、負債をおさえ、農林中央金庫を清算人とし、清算を開始する一方、鈴木（喜）委員長はじめ県農資産処理委員は県農業会所有の資産を譲渡する農業協同組合連合会十五をきめて譲渡資産の価格を交渉した。

県農業会が解散ときまった昭和二十二年十二月当時の役職員数は一千百七十四名（会長および理事十五名、監事五名、職員一千五十二名、雇百二名）が解散当日の二十三年八月十四日には職員が他に転職したり等で八十一名減じ、一千九十六名（会長および理事十五名、監事五名、職員九百七十一名、雇百五名）となった。このうち一千七十六名の全職員は一片の解雇辞令も渡されず、失業の憂目を見た、このようなむごい仕打ちに対して職員代表は、消滅してしまつた県農業会には抗議、文句をつけようもなく、しかも、後続の各農業協同組合連合会にはこれを容れる義理合いもなしであった。全く肩すかしを食つた従組の中から、各連合会はごぼう抜きに好みのままに、思い通りに職員を新たに採用した。

清算要員は二十三年八月十五日に専任要員百十七名、兼任要員九十三名、計二百十名と大掛りな配置計画をつくり、各連合会の協力を得て、清算をいそいだが、一年後の二十四年十月末には専任要員九名、兼任要員十五名、計二十四名に縮少、二十五年三月三十一日現在では十七名とした。

解散当時の県農業会資産は次の表のように六億八千九百八十三万八百七十九円一銭だが、清算貸借見込みでは資産、七億三千六百七十一万八千五百五十八円四十二銭に対して、負債は七億五百四十三万五千三百九十一円六十四銭で、差引き不足金三千二百二十八万三千百六十六円七十八銭を計上した。

この不足金は主として新勘定の不動産、および現品以外の動産を再評価処分して解消することにし、さらに清算期間中の支

出見込み金額として五千三百四十九万六千九百四十八円余を計上した。

昭和二十四年十月末日現在の具体的整理計画総合表によると

不動産 (旧) 一、八七九、四三九・〇六

(新) 二一、〇五一、一〇〇・〇〇

現品以外の動産 (新) 五一、五一八、四五〇・〇〇

現品 (新) 一〇〇、九九二、一八七・三八

有価証券 (旧) 六、六三一、二一五・五三

(新) 一〇、七四一、二六六・九七

指名債権 (旧) 一八、七二三、〇〇〇・〇〇

(新) 四二〇、一一二、三八一・一九

現金預金 (新) 一〇五、〇六九、五二七・二九

計 七三六、七一八、五五八・四二

と、七億三千六百万円の必要数字をはじき出し、各連合会への完全譲渡と、清算を予定日まで結了させる確信をつけた。

### 県農業会の清算終る

二十三年八月十五日に清算に入った県農業会は三ヶ年を費して、二十六年八月三十一日で清算を終了、各連合会への資産譲渡を終った。

その金額は七億八千七百八十八万九千九百九十七円四十二銭で、これを生み出した資産譲渡さきは、県信用連、県販売連、県購買連、県養蚕連、県厚生連、県農工連、庄内販売連、庄内購買連、県畜産連、県開拓連、県青果連、屋代郷農工連、櫛引



県農業会の清算完了 (後列右から清算関係の伊藤吉之助氏、村田猛氏、中金、荒木昌三氏、小池成郎氏、中金、下条勇氏、中金、原田継雄氏、齋藤信吉氏、池上三九男氏、田中シサ氏、前列右から資産処理委員加藤勝美氏、江口太郎氏、高橋庄吾氏、早坂新熊氏、鈴木喜三郎氏、梅津茂右工門氏、佐藤周一氏、齋藤祐三郎氏、東海林莊九郎氏)

農工連、共北農工連、村山農工連の十五連合会だが、そのほかに県農業会自身で整理したもので、才三者処分したものを合せたもので処理したものであるが、譲渡価格を連合会別に見ると次の通りである。

- 県信用連 四六、九七三、九二二・〇七
- 県販売連 五六、九六〇、四六五・〇七
- 県購買連 三八、九五三、八六七・一八
- 県養蚕連 一、八四二、七一八・五二
- 県厚生連 一一、三四二、一一七・三六
- 県農工連 九〇〇五、四二六・一八
- 庄内販売連 一三、一八〇、五〇〇・三〇
- 庄内購買連 三三、一一〇、四三一・二六
- 県畜産連 一、八九七、八一二・六五
- 県開拓連 五三、〇〇〇・〇〇
- 県青果連 一一、〇〇〇・〇〇
- 屋代郷農工連 一、一〇〇、一四四・〇〇

櫛引農工連 一、〇九五、六六六・〇八  
 共北農工連 七〇四、七三八・二四  
 村山農工連 一八、六一〇・〇〇

で、大体、時価の四一%の価格で各連合会に譲渡されて、赤字を全部解消した。

なお右の数字に含まれた指名債権の譲渡、債務引受け、および県農業会で整理する指名債権、債務の予定は左の通りであった。

。指名債権の譲渡

譲渡先 債権の内容 譲渡 価格

県信用連 事務所復旧工事費立替金等 一、四八八、三五五・五〇

県販売連 県食糧営団出資金 五五、〇〇〇・〇〇

県購買連 県燃料配給林産組合連合会出資金 一〇〇、〇〇〇・〇〇

県購買連 ワラ工品代未収入金 一五〇、〇〇〇・〇〇

県購買連 日本農機具統制会社出資金 五、五〇〇・〇〇

協同製業株式会社出資金 五〇、〇〇〇・〇〇

県種鶏協会飼料代 二七一、八八三・八〇

愛知物産羊毛委託加工料 一、〇五五、七四九・〇〇

県養蚕連 県蚕糸業会ほか四社出資金 三四九、四五〇・〇〇

県農工連 県果実酒製造会社ほか二社出資金等 五七四、三五四・六一

庄内購買連 東北肥料株式会社肥料代 八、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

計 一二、一〇〇、二九二・九一

。債務引受け

引受先 債務の内容 引受 額

県信用連 調整勘定益金 三、二〇五、六二三・四五

県販売連 県食糧営団未払込金 二二、〇〇〇・〇〇  
 県養蚕連 日本副蚕糸会社未払込金 四、七二五・〇〇  
 計 三、二二三、三四八・四五

。県農業会で整理する指名債権

東北肥料外一五件肥料代その他 九、六五九、二七二・六二  
 高島町国保組合ほか四三件 医療利用料その他 七、一七六、六三六・一二  
 その他の計 五七、七七三、〇九二・二八

。同 債 務

未払退職金 五、三六二、二一五・〇〇  
 山形市農業会外二三件(飼料共同運賃) 四、二八二、六四〇・六一  
 信 連 勘 定(貯金移替未払金) 一七、一五〇、〇〇〇・〇〇  
 農林中央金庫借入金 一三〇、〇二〇、〇〇〇・〇〇  
 その他の計 一六三、八二七、七〇五・〇九

県農業会清算決算報告書 (自昭和二三・八・一五午前〇時 至昭和二六・八・三一)

県農業会の清算事務は解体の昭和二十三年八月十五日から三ヶ年を要して、一切を完了した。戦争末期から戦後にかけてわが国の農業史に一時代を画した県農業会は二十六年八月三十一日を以てその幕を閉じたわけだが、清算事務所では二十六年八月三十一日、清算貸借計算書、清算損益計算書を次のように取りまとめ、県農の終幕としたのである。



(1) 清算貸借計算書

借		方	
科	目	昭和23年8月15日午前 零時の簿価	譲渡回収金額
借入金	未経過利息	5,920,342.12	5,920,342.12
土地	建物	499,863.58	948,059.76
機械器具	設備	8,846,939.71	21,982,479.30
什器	備品	2,859,278.69	19,821,250.00
その他の	資産	3,538,140.24	26,001,200.00
系統機	関出資金	3,362,208.43	5,696,000.00
関係	団体出資金	5,750,000.00	5,750,000.00
地方	債権	1,867,950.00	1,867,950.00
株	債権	7,405,066.74	7,405,066.74
有価証券	未収入利息	2,291,900.00	2,291,900.00
預	金	7,593,610.76	7,593,610.76
預	ケ金未収入利息	81,905.00	81,905.00
手持	現金	139,189.52	139,189.52
未収入	補助金	100,392,426.61	100,392,426.61
其他指導	関係債権	2,028,481.55	2,028,481.55
貸付	金	4,677,100.68	4,677,100.68
立替	金其他債権	1,730,054.00	1,730,054.00
販売	売品	868,594.00	868,594.00
販売	未収入代金	236,676,701.24	236,676,701.24
其他	の販売関係債権	4,222,973.56	4,222,973.56
購買	未収入代金	36,656,622.97	36,656,622.79
購買	前渡金	7,051,894.07	5,823,311.68
其他	購買関係債権	250,000.00	250,000.00
原材	料	5,987,220.94	5,281,126.64
仕掛	品	53,483,785.13	52,443,095.47
製	品	87,485,025.16	84,981,653.53
未収入	其他の債権	45,588,269.71	42,841,318.34
利用	事業在庫品	1,785,937.08	1,671,114.58
未収入	利用料	6,077,829.26	6,077,809.26
其他	の利用関係債権	1,068,491.34	1,068,491.34
仮	払	2,951,241.56	2,951,241.56
未収入	金	868,673.33	868,673.33
其他	の資産	1,794,917.78	1,794,917.78
補償	請求権勘定	15,237,719.64	15,123,214.09
当期	損失金	1,055,749.00	1,055,749.00
	計	2,280,429.52	2,280,429.52
清算	期間中収入の金額	142,646.32	142,646.32
合	計	588,667.79	588,826.19
		18,723,031.98	18,723,031.98
		13,271,917.74	—
		703,102,796.75	736,718,558.42
		—	51,170,639.00
		—	787,889,197.42

貸		方	
科	目	昭和23年8月15日午前 零時の簿価	引渡支払金額
基	金	124,288.70	0
特	金	184,525.92	0
諸	金	13,014.95	13,014.95
借	金	342,846,822.47	342,846,822.47
借	金	639.61	639.67
入	金	152,725.00	152,725.00
入	金	1,603,875.20	1,603,875.20
係	金	240,819,131.28	240,819,131.28
其	金	2,671,753.32	2,671,753.32
貯	金	5,108,635.84	5,108,635.84
貸	金	1,103,276.44	1,103,276.44
其	金	1,743,601.83	1,743,601.83
販	金	1,469,507.34	1,469,507.34
其	金	58,738,269.36	58,738,269.36
購	金	21,432,860.87	21,432,860.87
購	金	2,949,078.49	2,949,078.49
其	金	1,334,334.18	1,334,334.18
未	金	7,747,157.09	7,747,157.09
未	金	6,236,465.31	6,236,465.31
未	金	904,419.56	904,419.56
未	金	5,362,215.00	5,362,215.00
調	金	551,198.99	551,198.99
計	金	703,102,796.75	702,793,982.13
清	金	—	85,095,215.29
算	金	—	787,889,197.42
合	金	—	—

(2) 清算損益計算書

取		入	支		出
科	目	金額	科	目	金額
貸	金	5,684,436.55	借	金	46,171,754.45
有	金	3,298,126.50	入	金	1,401,843.29
預	金	544,056.68	貯	金	4,243,229.56
手	金	107,717.43	俸	給	3,195,849.06
食	金	28,465,344.61	雜	費	3,089,430.88
雜	金	4,448,220.73	旅	費	638,503.89
購	金	2,999,846.08	通	費	200,636.18
配	金	7,500.00	消	費	486,826.47
販	金	338,769.96	光	費	185,554.29
利	金	4,474,966.46	印	費	1,664,396.60
補	金	218,210.00	保	費	2,857,216.08
製	金	0	諸	費	536,379.40
半	金	583,444.00	事	費	1,135,274.92
加	金	0	會	費	64,756.20
現	金	0	資	費	1,482,040.85
	金	0	產	費	602,312.35
	金	0	處	費	1,452,428.76
	金	0	理	費	231,075.79
	金	0	訟	費	5,138,633.18
	金	0	諸	費	0
	金	0	諸	費	233,921.92
	金	0	諸	費	607,329.42
	金	0	諸	費	364,440.67
	金	0	諸	費	113,330.56
	金	0	諸	費	0
	金	0	諸	費	1,095,000.00
	金	0	諸	費	0
	金	0	諸	費	7,902,990.52
	金	0	諸	費	85,095,215.29
計	金額	51,170,639.00	合	計	—

# 最後の県農業会長 吉松正彦氏

戦中、戦後いばらの途歩む



県購販連専務理事時代の吉松氏夫妻（昭和十六年元旦、紀元二、六〇〇年記念）

昭和二十八年九月十五日付の山形新聞は、枕辺に贈る報恩記念品―農協団体が育ての親、吉松氏に―の見出しで、次のように報じていた。

『平生を農業組合育成にささげ、今さみしく病の床に伏す本県農業団体育ての親、元県農業会々長吉松正彦氏（六五）の

大きな業績をたたえるため報恩けん彰記念品を氏の枕辺に贈ろうという美しい話しが農協団体の間に進められている。（中略）吉松氏が本県農村の振興に寄与した偉大な功績に報いるため、何かしようという話は前々から進められていたが、吉松氏危篤の知らせで、にわかに具体化し、一日も早くその枕辺を飾ろうと、山木武夫、大山不二太郎、押野豊太、豊後銀治の各氏等が発起人となり、県下全農協団体に呼びかけ、報恩けん彰記念品を贈ることになったものである。』

山木県信連会長、大山県中央会長等の心温まるこの佳話が報じられて、二日後の九月十七日、吉松正彦氏は六十五才を一期に不帰の客となつてしまひ、県下の農協団体があげて贈つた記念品は間もなく山形市緑町二ノ五に一人住むトワ夫人に届けられ、吉松氏の霊前に供えられた。

氏が逝いて八年、三十四年四月三日の七回忌線上法要には伝え聞いた佐藤亮（県信連参事）、草刈政蔵（県中央会参事）、荒木昌三（山形信用金庫理事）の三氏も加わり、追憶談に座をわかせ、かえつて未亡人の眼をしばたかせた。

明治、大正、昭和とつながる本県の農業団体の変転した歴史には数多くの群像が登場したが、明治の平田東助、戦前の高橋辰二の両長老が歩んで来たものは、その当時の政治、官界を背景にした、けんらん豪華たる存在であったのに対して、この吉松氏は、日華事変がぼつ発した昭和十二年に山形県購買、販売組合連合会専務理事に就任してから、二十三年八月の農業会解体まで、長い戦中、戦後を通じて、終始、イバラの道を歩み、

さらに、敗者の責苦を一人で背負い、苦悩と孤独の中にその生涯を終えた悲劇の人でもあった。

吉松氏を人が評して味気も素気もない干し草のようなものだったというが、吉松氏は旧水野藩（山形）のれっきとした士族の出、生れながらに、冗談を口にせず、身じまいを崩さない冷徹の風格を身につけ、トワ夫人にすら、話しするに紋切型、齒に衣をきせたといううち解けない冷めたさがあった事はたしかだが、氏の本性は一ぺんも御家中を自慢したこともなく、胆っ玉のすわっていた反面、花を愛し、スポーツを好み、妻子をこよなくいつくしみ、その上、同僚後輩に心を使ったにもかかわらず、氏がなんとなく冷く、暗く見られた。

## 水野藩士に生る

吉松氏は明治二十二年九月六日、山形藩の士族吉松正好氏と政さんの間に、武家屋敷の山形市香澄町木ノ実小路三三四で生れた、父正好氏は水野藩で、馬術の師範をつとめた、その道の達人で、山形の現在の県営グラウンドに大規模な馬場をこしらえて、馬術を町の若者に教えたりしたが、廃藩後いろいろな事業に手を出しごとく失敗してしまった。

氏は明治四十一年三月、山形中学を卒業すると翌年三月末にはその当時福島市に住んでいた長姉キトさんの世話で福島県庁に就職した。二十八才の大正六年六月、福島県から青森県に転任、そこで五年間をすごしたが、大正十年にふみ夫人に病死され、十一年三月三日に、旧山形男師範（現在の山形大学教育学

部校舎）前の斎藤菓子店の息女、トワさんと結婚した。吉松氏が三十三才、トワ夫人が二十才の春であった。

十二年十一月、東津軽郡長、十三年七月、中津軽郡長をつとめ、その年の十二月には海を渡って北海道庁に転じ、六年間、道庁の農務課で産業主事のイスにあつた。

## 県内務部商工水産課長に就任

氏は北海道を好み、長く同地に落着く事をトワ夫人にも話していたほどであったが、昭和六年二月十六日、突然、郷里の山形に帰り、県内務部商工水産課長に就任した。これには一つの挿話がある。札幌の吉松氏は故郷の山形新聞を郵送してもらつて愛読しているうち、同紙連載の水野藩の成辰戦史に、維新当時、御馬回役として大活躍した亡父、正好氏のこと「が事こまかにのり、遺憾なことに正好氏の遺族の消息が全くわからない」という記事を発見した。氏はすぐ手紙で山形新聞に「吉松正好の子孫、札幌にあり」と名乗りを上げたが、慈母が死去した悲しみと重り合つて、俄かに望郷の念にかられ、残る半生を山形で暮す事に変えたのであった。

明治四十二年春の福島県庁就職から二十三年ぶりで山形に帰つた氏は県商工水産課長から、九年六月、内務部経済更生課長、十二年四月、經濟部規画課長、同年七月、農務課長と、支那事変の形相と共に何べんも県の機構が変つたが、氏はいつも産業関係の課長として、農業団体を指導し、育成し、県課長のかたわら産業組合中央会山形支会理事、県農会幹事、県ゾウリ表協

会長、県信用組合連合会顧問に推され、組合人の中から多くの知己、友人を得た。

県購買、販売組合連合会長の高橋辰二翁と心から知り合ったのもその頃で翁と某日、語り合っているうちに、県購、販連入りを勧められ、遂に氏は三十年にも及ぶ官吏生活に別れ、純粹の産組人として再出発することを決意し、十二年八月二十四日辞表を提出、十月二日付で「保証責任山形県購買販売組合連合会専務理事」を発令されて、山形市七日町新道の事務所通いがはじまり、支那事変から、昭和十六年十二月ばつ発の太平洋戦争と、病軀を押して働きつづけた。

戦争が拡大されるに従って、氏が背負わされた数多くの肩書が日を遡ってますます増して行った。

高橋会長は既に老体であり、県購、販連の日々の運営は吉松専務にゆだねられている上に、数十の肩書は、氏に寸暇すら与えず、連日、朝から深更まで会議、会議に日を送った。

昭和十八年、戦局はいよいよ深刻となり、東条内閣は十二月、すべての農業団体の統合を命じ、吉松氏も山形県農業会設立委員会を命ぜられ、十二月十八日、斗う農業団体―県農業会の設立総会を挙行、氏は高橋辰二初代会長ののもとで専務理事となった。

二十一年二月、高橋会長が退陣、東置賜郡大塚に隠居して、三月二十五日佐藤直信氏が新たに会長になって、氏は副会長に、そして五月二十六日に県農業会長に就任したのである。

### 県農業会の死に水を取る

かつての県購販連専務、県農業会専務、副会長と、氏が純然

たる組合人になっての十年間は、高橋、佐藤会長をいたたく存在であったが、実権は事実、氏がにぎっていたが特に会長になった二十一年五月からの県農業会は敗戦、占領軍の指揮、農業解体命令とつづく異常時の実権者だけに、深刻な労苦が年中心氏につきまといつていた。

県農業会々長の氏は二十二年から解散の二十三年夏まで、何十回も山形軍政部に呼びつけられ、指示、命令をうけ、お叱言を食ったし、解散ときまれば、知らないボロがとび出して来るのが常識、その多くが会長の氏にとって寝耳に水の事件だったが、ボロ片づけは会長の役目とあって、その度毎に氏は軍政部と、検事局訪問をくり返えた。二十三年夏、新しく農協連合会が誕生すると、それ等の連合会に、次々と農業会の室を引き渡し、新しい連合会の標札が出され、氏が坐る会長のテーブルも、イスも会館の片隅に追いやられてしまった。

吉松会長はめっきり老い込んでしまい、会館に出て来る氏の足取りは重く、以前から前かがみだった氏は胸を落とし、腰をかがめ、一人孤独感をかみしめて、何百人かの県農業会職員の身の振り方に奔走した。

### 吉松氏の豪胆な一面

#### 青森県で郡長時代暴徒に襲わる

氏は官僚臭が身にしみた小胆の人と云うが豪胆だった例として、大正十二年、青森県東津軽郡長の当時、ある選挙の立会人

になった。この選挙は、各派入り乱れて、相手の不正をつつき合っているうち、氏もその渦中にまき込まれ、吉松郡長不正弾がいの町民大会まで開かれ、氣勢のあがった選挙民は抜刀で郡長宅襲撃の形勢になった。驚いた警察署では直ちに警官に非常呼集をかけて、十重、二十重に郡長宅を包囲、氏等に即刻避難するよう勧告したが、吉松郡長は平然として腰を上げようとせず、泣いて立退きをねがう夫人等だけを警官の手で避難させた後、迷惑顔の警官達と自宅を時を過ごした。吉松を抹殺しろ、吉松郡長を葬れ」と叱鳴る、わめき声だけで、遂に暴漢は官舎に近よらず、その騒ぎが納まったが、あきれ顔に黙りこくってしまった護衛の警官隊に氏はペシヤンコの胸を張り『この私もサムライの子、めったに人は斬れないものだ。心配をおかけしてすまなかった』と頭をさげて、フ、フ、フと横を向いて笑ったということである。

昭和二十三年夏、県農業会の終末が近づいたころ、氏の頭から離れなかったものに常任監事荒木昌三氏のことであった。

荒木氏とは昭和十二年、吉松氏が県購販連専務理事に就任してから、県農業会の発足、さらに解散までずうと二者一体、苦楽を共にして来た間柄だけに農業会を離れる今後の荒木氏のため新しい信用組合の創設を計画してやった。

二十三年七月十三日、氏は顔見知りの矢野善助氏を山形商工会議所会頭室に訪ね、山形市に信用組合設立の必要なことを力説、間もなく矢野氏を組合長、荒木氏を専務理事とした山形信用組合（後の山形信用金庫）が発足したのであるが、組合設立

の提唱者である当の吉松氏は監事のイスに甘んじ、組合の成長を見守ったのである。

## 備忘録につづる晩年

几帳面で、物堅かった氏は戦中、戦後の食糧、物資不足時代の苦痛は相当なものだったらしいが、無理してまでヤミ食いとすることもなく、こぬかとサナギで間に合わせたこともあった。同情した某氏が吉松氏一家のために、白米一俵を持ち込んでくれたことがあったが、氏は憤然として、そのまま米俵を某氏のもとに返送してやった。

物堅かっただけに、氏は人情には非常に感銘した。会長という権勢の座から下がって、県農清算参与の肩書になった二十三年前後には、氏の門を叩く人々も自然と減って行った。世の常の姿だろうが、そんな時も欠かさず訪れてくれる人々とは心から喜んで談笑し、それ等の人々から貰った餅米一升、タマゴ十ヶにも有難がり、備忘録に感激の文字が記入されていた。